

《専門家認定試験の受験をされる方へ》

専門家認定試験の受験を希望される方は、以下の各書類を準備し、試験資格審査申請期間に、事務局に送付してください。申請期間は、当該年度の試験要領を確認ください。

※ 認定試験を受けることができる者

本制度登録後、日本産業衛生学会の正会員資格を継続していること（会費未納や学生会員への会員種別変更が無いこと）。

日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度に係る規程第9条第3項又は第4項に定める条件を満たしていること。

I. 専門家認定試験 受験資格審査申請（保健師・看護師）

1. 産業保健看護専門家認定試験 受験資格審査申請書（様式第8号）

2. 受験資格審査手数料（手数料 11,000 円（消費税込み））受領証（写）：様式第8号の裏面に貼付

3. 履歴書（様式第9号）

4. 実務経験報告書（様式第1号）

専門家（保健師）認定試験を受ける者は保健師免許を取得後、産業保健看護に係る実務経験が5年以上であること

専門家（看護師）認定試験を受ける者は看護師免許を取得後、産業保健看護に係る実務経験が5年以上であること

5. 研修単位報告書（様式第2号-1）及び研修内容報告書（様式第2号-2）

登録者として登録後、基礎研修を50単位（専門40単位、実地10単位）履修していること
（前制度からの移行者は、前制度で取得した分を認定）

6. 業績報告書（様式第4号：抄録・論文の写しも提出）

→ 登録者として登録後の業績が、次のいずれかを満たしていることとする

- 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて第1発表者として1演題以上の発表実績があること
- 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として1論文以上の発表実績があること
- 日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として1例以上の GPS:Good Practice Samples の発表実績があること

7. 学会活動報告書（様式第5号：参加証の写しも提出）

→ 登録者として登録後、日本産業衛生学会正会員として、次の学会活動を行っていること

- 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会出席を2ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を1ポイントとし、5年間で、5ポイント以上あること

※地方会例会は含まない

8. 社会貢献報告書（様式第6号：委嘱状等の写しも提出）

登録者として登録後、産業保健看護に係る社会貢献を行っていること

9. 登録者基礎研修指導内容報告書（様式第3号）

上級専門家が専門家認定試験を受けるにふさわしい能力があることを確認していること

※ 審査の結果、受験資格が満たされていないと判定された場合であっても、一旦納付された受験資

格審査手数料は返還しない。

Ⅱ. I の申請に伴う審査の結果「産業保健看護専門家 認定試験受験資格証明証」を交付されたら
専門家認定試験 受験申請（保健師・看護師）

1. 産業保健看護専門家認定試験 受験申請書（様式第 12 号-2）
2. 受験手数料（手数料 11,000 円（消費税込み））受領証（写）：様式第 12 号-2 の裏面に貼付
3. 産業保健看護専門家認定試験 受験資格証明証

※ 一旦納付された受験手数料は返還しない。

※ 「産業保健看護専門家 認定試験受験資格証明証」は、その交付の日の翌日から起算して翌年度末までに受験申請を行わないときは、その効力を失う。ただし、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、有効期間を延長することができる。

※ 有効期間の延長を希望する者は、有効期間超過後 6 か月以内に、有効期間延長・更新猶予申請書（様式第 14 号-1）を準備し、事務局に送付すること。